

白河暮らし空き家改修等支援事業補助金

対象要件チェックリスト

改修工事等の着手前に申請が必要となります。詳しくは下記担当課までお問い合わせください。

白河市企画政策課移住定住推進係 TEL:0248-28-5500（直通）

事業種別	改修等	除却等
補助対象者	☐ ①県外からの移住者（申請日から遡って原則2年以内に県外から本市へ転入した方を含む） ☐ ②子育て世帯（18歳以下の就労していない子どもを養育している世帯） ☐ ③新婚世帯（申請時に婚姻の届出日から5年以内で夫婦のいずれかが39歳以下の世帯） ☐ ④東日本大震災の避難者・被災者 ☐ ⑤二地域居住者	
	☐ ⑥既空き家居住者（補助を受けようとする空き家に居住している方で、上記欄の①～④に該当する方。※申請日の属する年度の前年度の4月1日以降に購入又は賃借したものに限る。）	
補助要件 (主なもの)	☐ 概ね3か月以上居住その他の使用がなされていない市内の空き家であること ☐ 居室のほか、生活に必要なトイレ、台所、浴室等を備えていること ☐ 市区町村税の滞納がないこと ☐ 賃借者の場合は、事業着手前に所有者の承諾を得るとともに、必要な契約等を締結すること ☐ 同一内容の補助金の交付を受けていないこと ☐ 暴力団関係者でないこと（同一世帯の方を含む） ☐ 5年以上定住すること	
	☐ 自ら居住するために購入または賃借した空き家であること ☐ 賃貸事業用の空き家ではないこと ☐ 居室のほか、生活に必要なトイレ、台所、浴室等を備えていること ☐ 町内会に加入し、又は加入する見込みがあること ☐ 申請年度内に改修等した空き家に定住すること	☐ 自ら居住するために購入、賃借、相続または受贈した敷地に存する空き家であること ☐ 当該除却等が公共事業の補償対象でないこと ☐ 他の補助金の財産処分制限期間内でないこと ☐ 申請年度内に補助対象工事が完了すること ☐ 補助対象工事の完了から、原則1年以内に、同一敷地内に補助事業者が自ら居住するための新築住宅（併用住宅を含む。）に定住すること
対象経費	①改修 空き家の改修（内外装、玄関、居室、トイレ、台所、浴室等の一般的な改修）に要する費用 ②清掃 改修に合わせて実施する空き家のハウスクリーニング、残置物処分、敷地内の庭木剪定、除草に要する費用	空き家・付属建築物の解体、残置物処分、敷地内の庭木の剪定、除草に要する費用
対象外経費	①改修 調査・設計、増築、住宅部分以外の改修、外構工事、家具家電の購入に要する費用 ②清掃 移動可能な家具家電の清掃、残置物の清掃、住宅部分以外の清掃、改修に含まれる施工後の清掃に要する費用	調査、設計等、住宅部分以外の解体・残置物処分、解体後の新築（造成含む。）に係る費用
補助額	①改修 対象経費の1/2 上限 150万円 （二地域居住者は上限80万円） ②清掃 対象経費の10/10 上限 30万円 （既空き家居住者は対象外） <地域活性化加算額> ・地域産業活性化（市内業者施工） 20万円 ・居住地誘導（中心市街地・過疎地域） 20万円 ・空き家バンク登録物件 20万円	対象経費の1/2 上限80万円

白河暮らし空き家改修等支援事業補助金

必要書類等チェックリスト

◎工事等着手前に提出する書類

事業種別	改修等	除却等
提出書類	☐ 補助金交付申請書（第1号様式） ☐ 事業計画書（第2号様式） ☐ 交付申請に関する誓約書（第3号様式） ☐ 空き家に関する証明書（第4号様式） ☐ 現住所の住民票の写し（同一世帯全員分） ☐ 直近の市区町村税等の納税証明書（同一世帯全員分） ☐ 空き家所有者の同意書（賃借者が事業を実施する場合） ☐ 母子健康手帳の写し（妊娠中を理由とした子育て世帯の場合） ☐ 戸籍謄本等（新婚世帯の場合） ☐ 二地域居住の誓約書（二地域居住者の場合）（第5号様式） ☐ 市町村の発行する届出避難場所証明書の写し（避難者の場合） ☐ 罹災証明書の写し（被災者の場合） ☐ その他市長が必要と認める書類	
	☐ 改修等に係る見積書等の写し （改修費等の内訳がわかるもの） ☐ 改修に係る部位を明記した平面図 ☐ 改修等に係る施工前の写真	☐ 除却等に係る見積書等の写し （除却費等の内訳がわかるもの） ☐ 除却に係る空き家の図面（配置図、平面図） ☐ 除却等に係る施工前の写真 ☐ 除却後の敷地に新築する戸建住宅に係る計画図 （配置図、平面図）



交付決定



工事等着手



工事等完了

※交付決定には1か月程度要する場合があります。



◎工事等完了後に提出する書類

事業種別	改修等	除却等
提出書類	☐ 実績報告書（第9号様式） ☐ 当該空家の売買契約書又は賃貸借契約書の写し（空き家を購入又は賃借した場合に） ☐ 公共料金（水道、ガス等）契約書等の写し（二地域居住者の場合） ☐ 当該空き家を避難場所とした市町村の発行する届出避難場所証明書の写し（避難者の場合） ☐ その他市長が必要と認める書類	
	☐ 改修等に係る契約書又は工事等の内容が確認できる書類及び領収書の写し ☐ 改修を実施した部位を明記した平面図 ☐ 改修等に係る施工前、施工中及び施工後の写真 ☐ 当該空家に転居後の住民票（同一世帯全員分※二地域居住者、避難者及び既空き家居住者を除く） ☐ 建築基準法による確認済証の写し（確認申請が必要な改修の場合）	☐ 除却等に係る施工前、施工中及び施工後の写真 ☐ 除却後の敷地に新築する戸建住宅の工事請負契約書等の写し ☐ 当該空き家を相続、受贈したことが分かる書類（登記事項証明書等）の写し（空き家を相続又は受贈した場合に限る。）



交付確定



交付請求



交付

☐ 補助金交付請求書（第11号様式）



ご相談の際は事前にお電話でご予約いただくとスムーズです。

白河市企画政策課移住定住推進係 TEL:0248-28-5500